

猪苗代湖

ルールブック

令和 8 年 7 月改訂

水上オートバイやモーターボート、サップ、手こぎボート等は、航行できる区域とできない区域が定められています。

一人一人がルールを守り安全にレジャーを楽しみましょう。



福島県

猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会

令和 8 年 7 月

絶対、二度と事故を 起こさないために

令和2年9月に猪苗代湖において
重大な死傷事故が発生しました。

福島県と猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会は、
事故を根絶し安全に安心してレジャーを楽しめるよう、
水上オートバイやモーターボート等が航行できる区域
と航行できない区域を定め、全ての湖水利用者のため
のルールブックを作成しました。



はじめに

大切なこと

私たちは、皆さんに安全で安心して猪苗代湖のレジャーを楽しんでいただきたいと心から願っています。

そのためには、一人一人がルールを守り、ほかの利用者や地域の方々への思いやりのある行動が何より大切です。

来た時よりも美しく

- ・たばこの吸い殻や持ち込んだゴミは、持ち帰りましょう。
- ・落ちているゴミを拾って、来た時よりも美しい猪苗代湖にしましょう。
- ・猪苗代湖は、令和7年7月に、国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されました。猪苗代湖の環境保全にご協力をお願いします。

車は駐車場に止めましょう

- ・路上駐車は、地域の方々の通行の妨げとなっています。
- ・路上駐車は、小さな子供の飛び出し事故の原因になります。
- ・車は駐車場に止め、交通事故の根絶に努めましょう。

猪苗代湖のルールについて、詳しくは右の二次元コードから福島県土木部河川計画課ホームページをご確認願います。



(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41045a/inawashiroko-riyou.html>)

河川法による船舶航行区域の規制(1)

河川法に基づく通航方法制限区域

猪苗代湖を利用する全ての方が、安全に安心してレジャーを楽しむことができるよう、河川法施行令第16条の2第3項(船舶の利用調整)により、水上オートバイやモーターボート等が航行できる区域と、航行できない区域を定めました。

(1) 湖に設置している浮標(ブイ)について

湖面には、区域図の区域境界に合わせて、ブイを設置しています。ブイの位置と、ブイに取り付けられている標識をよく確認し、安全な航行をお願いします。

※なお、ブイは風や波等の影響により移動している場合があります。常に本ルールブックの区域図や現地の看板を確認しながら利用してください。

(2) 動力船航行区域

動力船航行区域は、水上オートバイやモーターボート等の動力船が**速度制限(徐行、減速)したうえで航行**できる区域です。**急発進、急加速、急回転などの危険行為は禁止**されています。

また、手こぎボートや、サップ、ウインドサーフィン等の非動力船(動力船以外の船舶)は航行することができません。

(3) 浮標(ブイ)のポールの色について

動力船航行区域のブイのポールの色は、湖岸に向かって左側が緑色、右側が赤色となっています。(左舷・右舷標識の色に準拠しています。)

それ以外のブイのポールの色は黄色です。

補足 浮標(ブイ)の標識について

動力船航行区域のブイの標識は、どの区域に隣接しているかによって異なります。

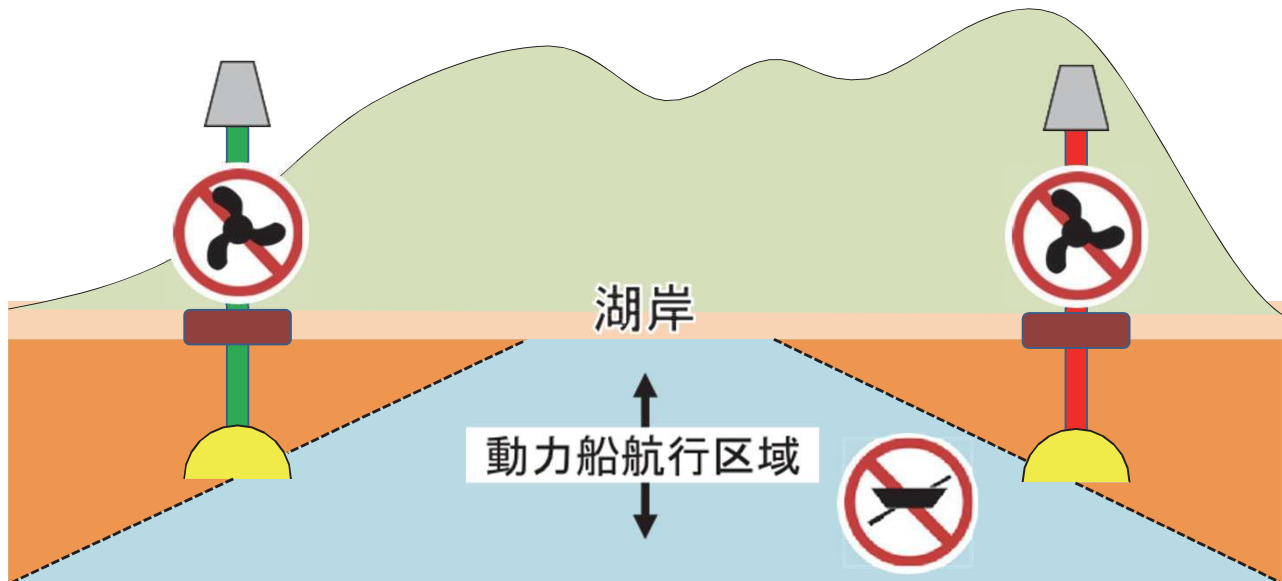
・動力船航行禁止区域に隣接している場合...



・自主ルール区域(河川法対象外)に隣接している場合...



河川法による船舶航行区域の規制(2)



図：動力船航行区域の浮標(ブイ)のイメージ

(4) 動力船航行禁止区域

動力船航行禁止区域では、水上オートバイやモーターボート等の動力船は航行することができません。

ただし、以下の動力船は航行することが認められています。

- ・人命救助など緊急の場合に使用する動力船
- ・漁業のために使用する動力船
- ・遊漁(釣り)のために使用する動力船※

※ただし、上戸浜、志田浜、天神浜、松橋浜では通年、それ以外の浜では7月1日～8月31日まで航行禁止です。

(遊漁(釣り)ができる期間や範囲については、猪苗代・秋元非出資漁業協同組合へお問い合わせください。)

また、遊泳区域が設定される範囲、期間は、遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例が適用されます。

(5) 罰則規定

違反行為が確認された場合は、河川法第109条及び河川法施行令第60条により**30万円以下の罰金**が科せられます。

動力船・非動力船の一例

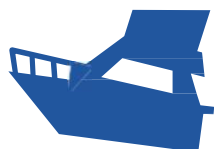
【動力船】 機関を用いて推進する船舶
電動で動く船舶は動力船です。



水上オートバイ



サップ（電動）



モーターボート



電動付ボート

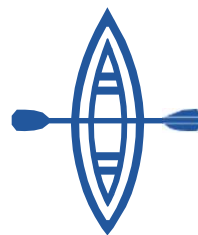
【非動力船】 動力船以外の船舶
帆のみで動く船舶は非動力船です。



ウィンドサーフィン



サップ



カヌー



手こぎボート



ペダルボート

5 **利用する場合は、各浜のルールをご確認ください。**

自主ルール(1)

安全に利用していただくためのルール

猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会(以下、協議会)では、猪苗代湖を安全に利用していただくための自主ルールを定めています。

(1) 湖水の利用期間

5月から10月第2日曜日まで

(2) 利用時間

5月～8月	8時～18時まで
9月～10月	8時～16時まで

※ただし、緊急時及び事業者の船を除く。

(3) 利用禁止区域

猪苗代湖の環境保全の観点から、岸から湖面に向かって概ね300mの範囲において、漁業や遊漁(釣り)のために使用する船を除く動力船、非動力船の利用を禁止しています。

(4) 各浜のルール

各浜では、協議会の下部組織である地域部会において、安全に利用していただくためのルールを定めています。
ルールブックや各浜の案内看板等に従ってください。

(5) 安全に利用していただくための注意点

【全員】

- ・ ルールブックや現地の看板等で、乗り物や遊泳など、利用できる区域と利用できない区域を必ず確認してください。
- ・ 当日の天気や水温、気温を確認し状況にあった装備(ウェットスーツ等)で利用してください。

自主ルール(2)

【動力船・非動力船の利用者】

- ・ ライフジャケット(救命胴衣)を原則着用してください。
- ・ 不慮の事故等に備え、緊急時に自ら救助要請ができるよう、防水袋に携帯電話を入れて携行してください。
- ・ 小型船舶操縦士免許、船舶検査証書を携行してください。
- ・ ボートや水上オートバイ等の荷下ろし等は、通行される方の妨げにならないよう、駐車場等の指定の場所で行ってください。
- ・ 許可車両を除き、砂浜への車の乗り入れは、他の利用の迷惑となるのでやめてください。
- ・ 遠方に走行する場合は、2隻以上で利用してください。
また1隻で走行する場合は、管理者が確認できる範囲で走行してください。

【トーイングスポーツ】

- ・ 乗り降りは、湖岸又は指定された場所で行ってください。
湖岸から離れた湖面での順番待ちは、危険ですので絶対しないでください。
- ・ 水上オートバイやモーターボートに適切な見張りをする
ことができる者を同乗させるなど、常に安全を確認してください。
- ・ えい航する物に乗る人が湖水に落水した場合は、直ちに減速し利用者の安全を確保してください。
- ・ えい航者は、えい航物が他の水上オートバイや船舶と衝突しないよう、周囲の状況を良く確認し、安全な速力で走行してください。
- ・ えい航する物に乗る人も、ライフジャケット(救命胴衣)を必ず着用してください。

～猪苗代湖のルールを守り、人と環境にやさしい
水面利用をしましょう～



凡 例

動力船航行 区域			
動力船航行 禁止区域			
動力船航行 禁止区域(救助)			
自主ルール規制(河川法対象外)			

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



出典：国土地理院航空写真を加工して作成

河川法による規制



動力船航行禁止区域

遊泳場(開設予定地)



動力船航行禁止区域内に開設されるため、
動力船は航行禁止

推進協議会の自主ルール



上戸浜の動力船航行禁止区域(禁止区域を除く)は、手こぎ
ボートのみ航行可能とする。 ※漁業者は対象外



動力船、非動力船など全ての利用を禁止する区域
※漁業者は対象外

利用禁止区域



猪苗代湖の環境保全などのため、動力船、非動力船の航行
を禁止している区域 ※漁業者・遊漁者は対象外

B 志田浜

手こぎボート、ペダルボート以外の乗り物は浜に入れません。緊急時等に
の区域内を水上オートバイ、モーターボートが航行する場合があります。



出典：国土地理院航空写真を加工して作成



C 天神浜、松橋浜

水上オートバイ、モーターボートは浜には入れません。
天神浜においては、ウインドサーフィン、ペダルボートの利用はできません。
天神浜の遊泳については事業者の指示に従って下さい。



出典：国土地理院航空写真を加工して作成

河川法による規制



動力船航行
禁止区域



動力船航行
禁止区域
(救助)

推進協議会の
自主ルール



利用禁止
区域

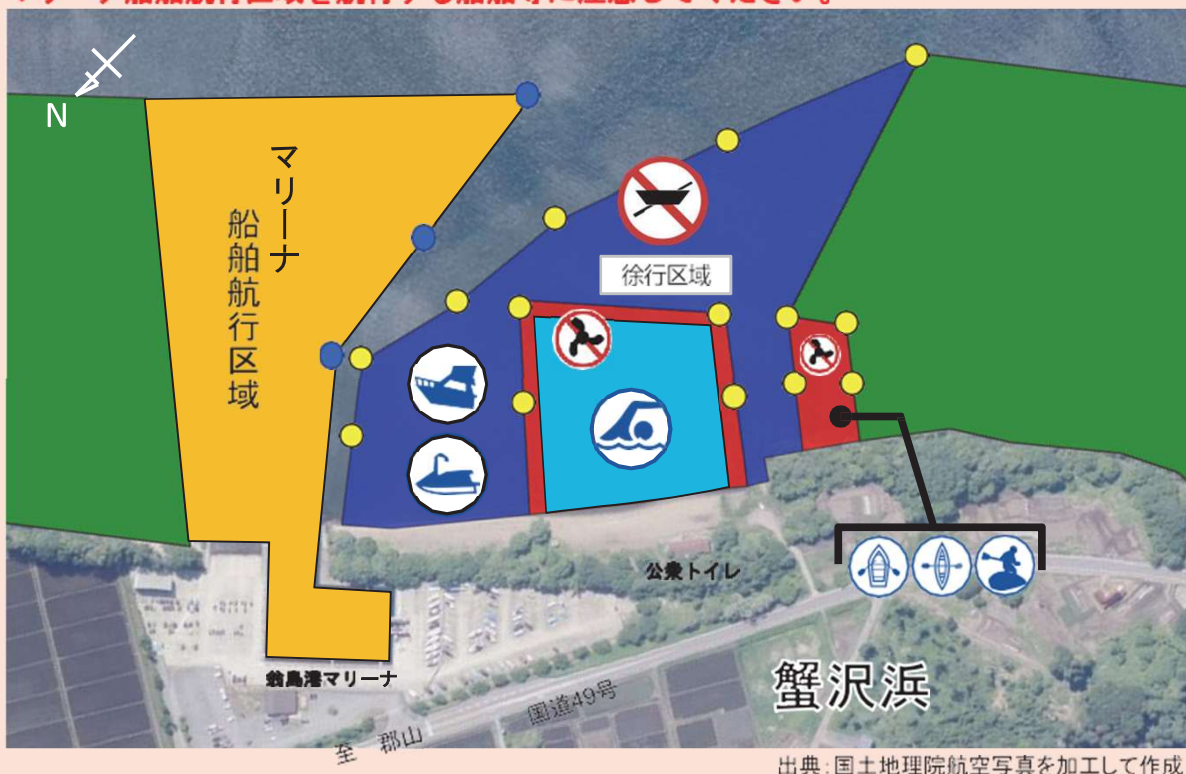
● ブイ(河川法)

● ブイ(その他)

D

蟹沢浜

ウインドサーフィン、ペダルボートは浜には入れません。
マリーナ船舶航行区域を航行する船舶等に注意してください。



出典: 国土地理院航空写真を加工して作成

E

長浜

ウインドサーフンは浜には入れません。遊覧船の航行がありますので、注意してください。
禁止区域の区域は全ての利用が禁止です。



出典: 国土地理院航空写真を加工して作成

河川法による規制



動力船航行禁止区域



動力船航行区域



動力船航行禁止区域 (救助)

推進協議会の自主ルール



利用禁止区域

● ブイ(河川法)

● ブイ(その他)

F

銀の浜



出典: 国土地理院航空写真を加工して作成

G

小石ヶ浜、笹山浜、南浜



出典: 国土地理院航空写真を加工して作成



【自主ルール】
笹山浜は
非動力船も
航行禁止

河川法に
よる規制



動力船航行
禁止区域



動力船
航行区域

遊泳場
(開設予定地)



推進協議会の
自主ルール



利用禁止
区域

● ブイ(河川法)



中 田 浜

河川法による規制



動力船航行
禁止区域



動力船
航行区域

● ブイ(河川法)

遊泳場
(開設予定地)



推進協議会の自主ルール



非動力船も
航行禁止



操縦士免許
試験の船舶
優先



トーイング
スポーツ利用
者の乗降場



利用禁止
区域

下図  の区域内の
利用ルール

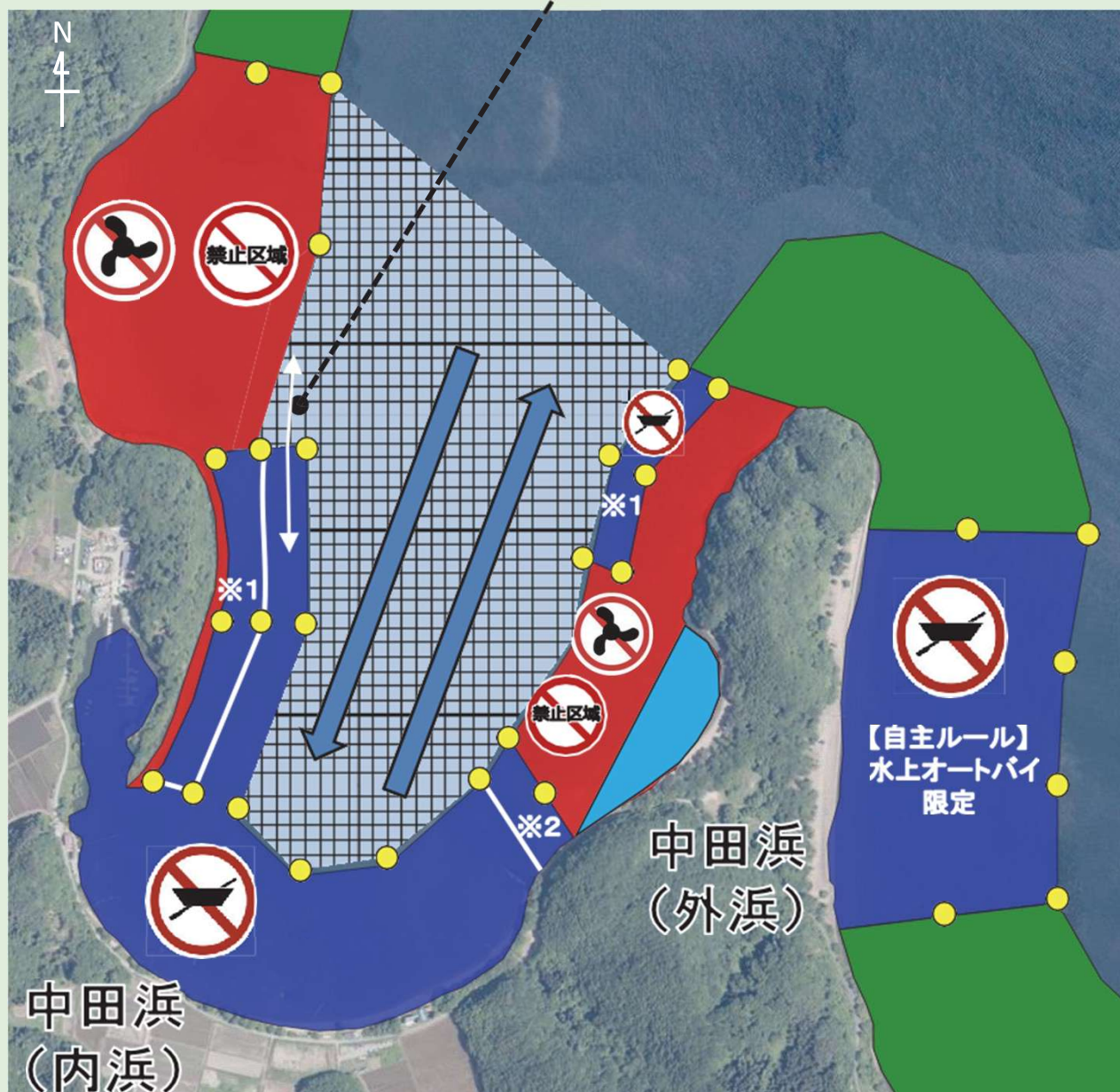
○横断(東西)方向の航行禁止

○蛇行禁止

○湖面の搭乗待機禁止

○一方向による航行

※湖心へ向かう船舶は
西側の航路(白色矢印)
を通航するようにお願いします。



出典:国土地理院航空写真を加工して作成

I

平浜、崎川浜



出典：国土地理院航空写真を加工して作成



【自主ルール】
平浜、崎川浜
は非動力船も
航行禁止

J

小倉沢、秋山浜、青松浜



出典：国土地理院航空写真を加工して作成

河川法に
よる規制



動力船航行
禁止区域



動力船
航行区域

遊泳場
(開設予定地)



推進協議会の
自主ルール



利用禁止
区域

● ブイ(河川法)



中ノ沢、湖南港、舟津公園、舟津浜、 館浜、横沢浜、浜路浜（第1・第2）

河川法による規制



動力船航行
禁止区域



動力船
航行区域

遊泳場
(開設予定地)



推進協議会の
自主ルール

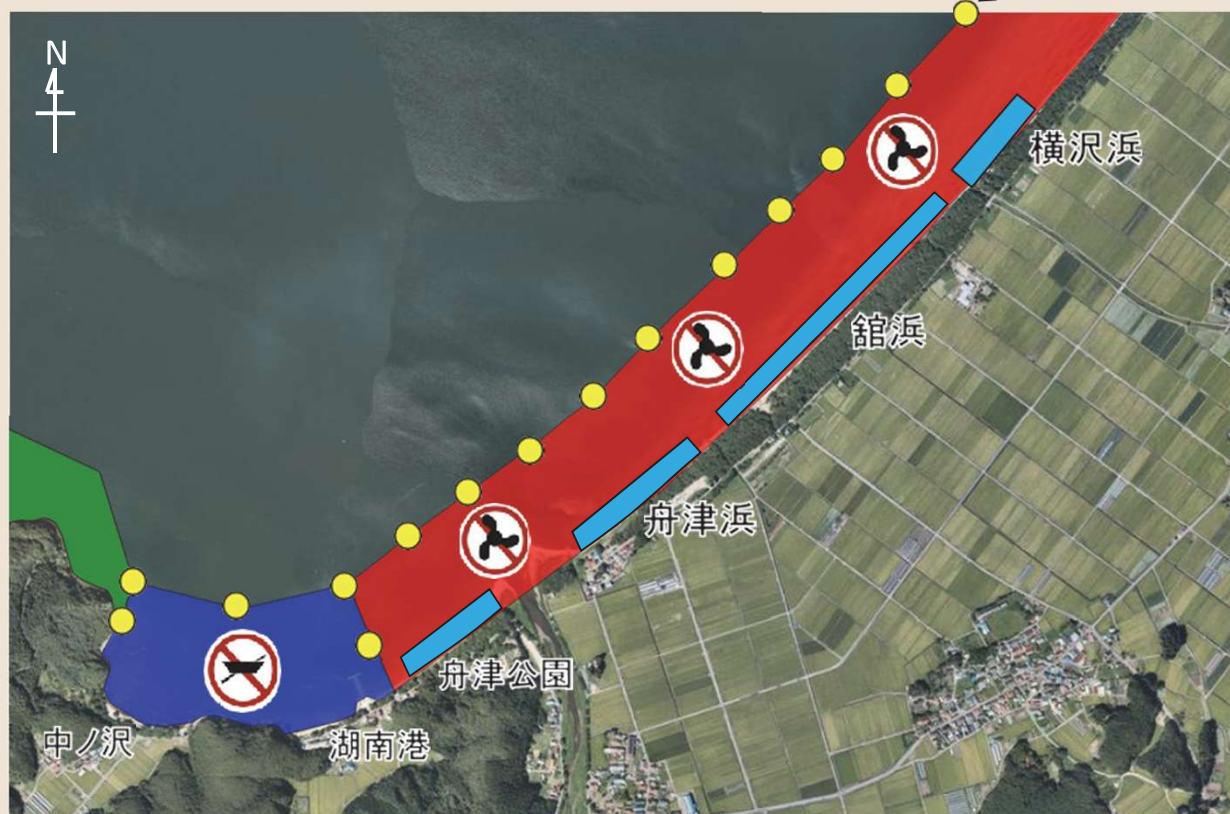


利用禁止
区域

● ブイ(河川法)



出典: 国土地理院航空写真を加工して作成



出典: 国土地理院航空写真を加工して作成

関係法令

〈河川法に基づく水域及び通航方法の指定〉

動力船（水上オートバイ、モーターボート等）の航行区域と航行禁止区域が定められています。

1 河川法による一級河川の指定

河川法により、猪苗代湖は阿賀野川水系の一級河川に指定されています。

2 河川法施行令第16条の2第3項

一級河川の河川区域のうち、河川の使用に著しい支障が生じないようにするため、舟の通航を制限する必要があると認めて河川管理者が指定した水域を通航する舟は、河川管理者が指定した方法により通航させなければならない。

3 河川法施行令第60条第1項第2号

第16条の2第3項の規定に違反して、舟を通航させた者は、30万円以下の罰金に処する。

4 河川法施行令第16条の2第3項に基づく水域及び通航方法の指定（令和6年7月1日施行）

一級河川阿賀野川水系猪苗代湖の通航方法指定区域における船舶等の通航方法は、P3～P15の河川法による規制を参照のこと。

5 「動力船」の定義

機関を用いて推進する船舶（機関のほか帆を用いて推進する船舶であって帆のみを用いて推進しているものを除く）

6 「非動力船」の定義

動力船以外の船舶

関係法令

〈船舶職員及び小型船舶操縦者法〉

小型船舶（プレジャーボート、モーターボート、水上オートバイ等）
操縦者の資格と遵守事項について、定められています。

1 酒酔い等操縦の禁止

飲酒などの影響により、注意力や判断力が著しく低下しているなど、正常な操縦ができない恐れがある状態で、操縦することは禁止されています。

2 危険操縦の禁止

遊泳区域への不用意な進入や遊泳者等の付近で航行するなど、危険のおそれのある操縦は禁止されています。

※遊泳者等とは、遊泳者のほか、サーフィン、ダイビング、ヨット、カヌー、水上スキー、ミニボート等、免許不要で使用するマリレジャーを実施する者を指します。

3 免許者の自己操縦

水上オートバイを操縦するとき（全ての水域）、ボート等で港則法の港内や海上交通安全法の航路内を航行するときは、免許受有者が直接操縦しなければなりません。

4 救命胴衣の着用

次の場合は、救命胴衣等の着用が義務づけられています。

- 水上オートバイに乗船する者
- 満12歳未満の子供
- 単独乗船の漁船で漁労作業をする者
- 暴露甲板に乗船している者

5 見張りの実施

航行の安全を確保するため、周囲の水域の状況や他の船舶の動向等を十分に判断することができるよう、常時適正な見張りを確保しなければなりません。

6 発航前の検査

発航前には、航行の安全に支障をきたさないよう、燃料やオイルの量の点検、気象・水路情報等の収集、船体の状態等の検査を実施しなければなりません。

〈遊泳者及びプレジャーモーターボートの 事故防止等に関する条例〉

1 遊泳区域で船舶を航行させてはいけません。

2 海水浴場等において、疾走、急転回、縫航等で、遊泳者に迷惑を及ぼしてはいけません。

3 酒酔い操縦の禁止

飲酒の影響により、注意力や判断力が著しく低下しているなど、正常な操縦ができない恐れがある状態で、操縦することは禁止されています。

4 人が遊泳している水域において、疾走、急転回、縫航等で、他人に迷惑を及ぼしてはいけません。

5 プレジャーモーターボート提供事業者又はマリーナ業者が水難事故防止のために行う助言に従いましょう。

◎湖水を利用される皆さまへ

違反した場合には、拘禁刑又は罰金が科されます。

次の行為は法令等により禁止されています。

目撃された方は、最寄りの警察署に通報してください。(110番)

【河川法施行令】

- 水上オートバイやモーターボート等の動力船航行禁止区域への進入
※漁業に従事している船舶、河川管理者が許可した船舶など、一部の船舶を除く
- 動力船航行区域内での動力船による急発進、急加速、急回転
- カヌーや手こぎボート、サップ、ウインドサーフィン等の非動力船による動力船航行区域への進入

【遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例】

- 遊泳区域内での航行
- 遊泳区域の標識の移動又は損壊
- プレジャーモーターボートの航行による人の死傷又は物の損壊があったとき、負傷者の救護等の必要な措置をとらない行為
- 酒に酔った状態その他正常な操船ができない状態での操船行為

◎緊急時連絡先(事故等):110(警察)、119(消防)

お問い合わせ先 (利用区分について)

猪苗代町 A 上戸浜 B 志田浜 C 天神浜、松橋浜 D 蟹沢浜 E 長浜

猪苗代町商工観光課 0242-62-2117 福島県喜多方建設事務所企画調査課 0241-24-5717

会津若松市 F 銀の浜 G 小石ヶ浜、笹山浜、南浜 H 中田浜 I 平浜、崎川浜

会津若松市観光課 0242-39-1251 福島県会津若松建設事務所企画調査課 0242-29-5438

郡山市 J 小倉沢、秋山浜、青松浜
K 中ノ沢、湖南港、舟津公園、舟津浜、館浜、横沢浜、浜路浜(第1・第2)

郡山市観光政策課 024-924-2621 福島県県中建設事務所企画調査課 024-935-1449

【作成者】猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会(令和8年7月発行)